

## 益子町環境活動取組店認定制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量化、リサイクルまたは省エネルギーの推進に取り組む店舗を認定し、環境活動取組店として認定した店舗（以下「認定店」という。）を広く町民に周知することにより、町民と認定店とがお互いに循環型社会の形成を推進していくことを目的とする。

### (認定対象店舗)

第2条 認定の対象となる店舗は、益子町に存する全ての店舗とする。

### (認定要件)

第3条 認定店の要件は、別表に掲げる活動取組項目のうち5項目以上を満たすものとする。

### (認定申請)

第4条 認定店となるためには、町長に認定申請書（別記様式第1号）を提出するものとする。

### (認定の決定等)

第5条 町長は、前条の申請を受けたときは、書類及び必要があれば現地調査により審査し認定の可否を決定し、その旨申請者に通知する。

2 町長は、認定店に対し、認定書（別記様式第2号）及び認定店表示板を交付する。

### (変更)

第6条 認定店は、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに認定内容変更届出書（別記様式第3号）を提出するものとする。

### (報告)

第7条 認定を受けたものは、年1回、環境活動の取組状況について活動報告書（別記様式第5号）により町長に報告しなければならない。

### (認定の取消)

第8条 町長は、認定要件となった取組を実施していないと認める場合または前条の報告をしない場合は、認定店に対して、認定の取消をする。

2 認定を取消された店舗は、町長に認定書及び認定店表示板を速やかに返還するものとする。

### (認定辞退)

第9条 認定を辞退しようとする認定店は、認定辞退届出書（別記様式第4号）に認定書及び認定店表示板を添えて町長に提出するものとする。

### (補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成20年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。